

◎新潟県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道 402号
- 2 道路の位置
三島郡出雲崎町大字住吉町字屋敷尻1番38地先から同郡同町大字住吉町字屋敷尻1番163地先まで及び同郡同町大字住吉町字屋敷尻1番163地先から同郡同町大字井鼻字塩浜673番地先まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 海岸管理者 新潟県知事 花角 英世
所在 新潟市中央区新光町4番地1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
兼用工作物の護岸等の改築、維持又は修繕等（明らかに道路管理者が施工する道路施設に関する工事に起因し生じた破損等の修繕は除く。）
- 5 管理の期間
令和2年2月13日から当該施設の存続する日まで